

水産資源の持続的利用に関する日本の取り組み

中谷 好江

最近「持続可能な開発目標（SDGs）」という言葉を見聞きすることが多くなった。財界人の襟元で見かけるレインボーの様なロゴマークの SDGs バッジや投資信託の広告にも同じロゴ、JR 山手線には丸ごと SDG 車両まで登場した。外務省は、ピコ太郎やハローキティの協力を得て普及啓発に努めていることもあり、嬉しい限りである。

2015 年の国連サミットで合意された 17 の SDGs の中には、「海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」という目標も含まれている（目標 14）。ちなみに、河野外務大臣（当時）がハローキティと歌を歌って目標 14 を広報する動画が公開されているので、是非ご覧頂きたい。<https://www.youtube.com/watch?v=jBaMJixJVVo>



SDGs ロゴ（国連公式サイトより）

我が国は、同目標が合意される前から、鯨類を含む全ての水産資源は、科学的根拠に基づき持続的に利用すべきとの方針の下、国際機関や RFMO（地域漁業管理機関）に参加するとともに、志を同じくする諸国と協力している。クジラについては、IWC（国際捕鯨委員会）を脱退したものの、オブザーバーとして議論に参加し同志国と、かかる方針の下連携することになったわけではない。

さて、読者の方は、海洋資源を「科学的根拠に基づき持続的に利用すべき（以下 SU：sustainable use）」ということは至極当然のことで、議論の必要がないと思われるかもしれないが、国際会議では、必ずしもこの常識が通用していないのが現実である。例えば、IWC では、科学者の間では北大西洋のナガスクジラなどが健全な資源状態にあると合意されているが、ク

ジラは保護すべきものであると主張する反捕鯨国の反対により、1986 年以降、基本的には商業的な捕獲は一頭たりとも認められていない。国際取引を規制することで野生生物資源を保全することを目的とするワシントン条約（CITES）では、水産種取引の規制については国連の専門機関である FAO（食糧農業機関）の評価を踏まえて検討することとされている。ここでいう規制とは、具体的には付属書への掲載を指す。すなわち、付属書 I に掲載されるのは絶滅のおそれのある種で商業目的の取引が禁止され、付属書 II に掲載されると、国際取引を規制しないと絶滅のおそれが生じるとして、商業取引は輸出国政府の許可を条件に認められる。8 月に行われた第 18 回締約国会議では、アオザメについては、FAO の専門家パネルは付属書掲載基準を満たさないと評価していたにもかかわらず、EU 他による付属書 II への掲載提案が投票に付され、採択されている。これは決して稀な事例ではないことを強調したい。それだけに、我が国は SU の旗を掲げ続け、SU を支持する国々と連携していく必要がある。

我が国は、ラテンアメリカ（中南米）地域では、ICCAT（大西洋まぐろ類保存国際委員会）で中南米カリブ 15 개국¹とともにまぐろ類の保存管理に取り組んでおり、東カリブ諸国機構加盟 6 개국² 及びスリナムとは、IWC 等の場で協調路線を取っている。

IWC での議論は、捕鯨国 vs 反捕鯨国という図式で捉えられがちだが、IWC は、本来国際捕鯨取締条約の下、鯨類の保存と捕鯨産業の秩序ある発展という二つの役割を持っており、我が国を含め、捕鯨支持国と称される国々は、この二つの役割を達成すべく、SU の促進を支持している。したがって、言い換えれば、保存一辺倒支持国 vs SU 支持国ということになる。捕鯨自体には関心がない多くの、しかも開発途上国が IWC に加盟しているのは、SU を守るためであり、捕鯨について SU が認められなければ、早晚マグロ等他の魚種についても、ひいては、他の天然資源についても利用できなくなることへの危機感が背景にある。な

お、セントビンセントは、中南米諸国では唯一現在でも捕鯨を行っており、2019 年初め同僚が同国に出張した際、露店でクジラ料理を買って鯨食文化を確認したところである。



セントビンセントの街頭で見かけたクジラ露店（提供：外務省）

さて、再び SDG14 に戻ろう。目標 14 達成のための 10 のターゲットの中に 2020 年までに、違法 (illegal) 無規制 (unregulated) 無報告 (unreported) 漁業 (IUU 漁業) を終了させることが掲げられている。FAO の世界漁業・養殖白書 (2016 年) によれば、IUU 漁獲高は年間 2,600 万トン、世界の年間漁獲総量の 15% 以上を構成する可能性があるとしている。持続可能な利用の鍵は、科学的根拠に基づいた資源量の把握と漁業規制・漁獲量の管理である。そのため、様々な二国間漁業協定や RFMO で、交渉の末、魚種・海域ごとに漁獲可能量や各国の割り当てを決めても、IUU 漁業が、これらの合意の枠外で自由に漁獲することが横行すれば、資源の枯渇を招きかねない。IUU 漁業撲滅は、国際社会共通の課題である。我が国が議長国を務めた G20 大阪サミットの首脳宣言では、IUU は持続可能性にとって深刻な脅威となっているとして、対処する重要性を

認識し、IUU 漁業を終わらせるというコミットメントを再確認する旨盛り込まれている。対策としては、違法漁業防止寄港国措置協定 (2016 年発効、我が国は 2017 年に締結) に基づく IUU 漁船への寄港国措置 (入港拒否等) の実施や、RFMO における IUU 漁船リストの作成等を行っている。また、途上国に対し、取締り強化のための船舶提供や技術協力を行っている。

また SDG 14.7 では、「2030 年までに漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済便益を増大させる」と掲げられている。東カリブ 6 か国は、小島嶼開発途上国に該当する。

我が国がカリブ諸国に行っている協力は、水産のほか、防災、環境、エネルギーと多岐に及んでいるが、実は水産分野の歴史が最も古く、その規模も他分野より大きい。

協力の開始は 1970 年代に遡り、水産インフラ施設等の建設、専門家派遣や研修員受入れにより、魚の捕り方から加工、流通、輸出、消費促進まで、まさに川上から川下まで対応し、成果を上げてきた。それだけに、折に触れて、各国から漁業が主要輸出産業になったことへの謝意や高い評価が寄せられている。

https://www.jica.go.jp/project/all_c_america/003/news/20150210.html

ここでは、上記 14.7 の趣旨に合致する、東カリブ 6 か国を対象とした広域技術協力「カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト (CARIFICO)」を紹介したい。

カリブ地域各国では、水産業は伝統的に重要な産業であり、各国では観光業、農業に次ぐ就業率を占めている。しかし、近年は無計画な過剰漁獲などにより水

最近の対カリブ諸国水産無償支援の例

締結年月日	案件名	主な内容	供与限度額
スリナム			
2007.1.31	パラマリボ小規模漁業センター整備計画	対象地域：パラマリボ 水揚げ桟橋、製氷・貯氷棟、漁具補修場等の建設	8.17 億円
グレナダ			
2009.12.22	ゴープ伝統的漁業地域基盤改善計画	対象地域：ゴープ水揚げ桟橋、魚市場、漁船の安全操業のためのアンテナ建設等	11.70 億円
2014.9.25	水産関連機材整備計画	対象地域：ゴープ、メルヴィル・ストリート、グレンビル 冷却設備更新と冷媒転換 (技術指導含む)、一部施設整備、新規水産関連機材供与 (補助オイルタンク、中層浮漁礁、漁業管理・海洋環境調査機器等)	4.84 億円
アンティグア・バーブーダ			
2015.6.11	水産関連機材整備計画	対象地域：ポイントワーフ、マーケットワーフ、バーラム、アーリング、マウントオバマ、フリータウン、コドリントン 冷却設備更新、一部施設整備、新規水産関連機材供与 (監視レーダー、VHF 無線システム、中層浮漁礁、多目的船等)	5.84 億円
セントルシア			
2014.9.4	水産関連機材整備計画	対象地域：ビューフォート、デナリー、カストリーズ、アンス・ラ・レイ、グロスレー 冷却設備更新と冷媒転換 (技術指導含む)、一部施設整備 (太陽光発電パネル設置含む)、冷凍車の更新、新規水産関連機材供与 (中層浮漁礁、ピックアップトラック等)	5.60 億円

出所：外務省資料より執筆者作成

産資源自体の減少が指摘されており、カリブ地域内全体で水産資源管理に取り組んでいるが、そもそも資源管理に必要な統計の整備が不十分であるなどの課題があった。そこで、我が国は、東カリブ地域6か国を対象とした広域技術協力として、2013年から5年間、各国におけるパイロット事業を通じて、漁民と行政府が共同で行う漁業管理の開発と、その成果の共有を支援した。このプロジェクトは、まさに水産資源の持続可能な利用に対応するためのものである。

漁業協同管理には、5つの段階がある（セントニールセン、1996）とされるが、行政による漁民への指導（政府主導型）の段階から、漁民が意思決定を行い、その結果を行政に報告する段階（コミュニティ主導型管理）への移行を目指した（プロジェクト完了報告書、IICA）。

また、成果物である漁業共同管理ガイドラインは、2018年5月のカリブ漁業大臣会合において、漁業共同管理に係る共同宣言として承認され、各国政府が実施を担保するに至っている。

SUは、政府から押しつけられるものではなく、漁業者自らが自覚して推進しなければ成果を得ることは難しい。そこがこのプロジェクトの目指したものであ

り、一定の成果が得られたと言えよう。

CARIFICO の成果を踏まえ、2018 年 12 月にその後継となる新たな広域技術協力プロジェクトが採択されている。対象は同じ 6 か国で、本件プロジェクトでは、乱獲に陥りやすく、零細漁民の生計にとって重要度が高い沿岸域の水産資源の管理と生態系の保全を図るとの観点から、漁民と行政による共同管理の定着を目指す。2020 年から 5 年間実施されることとなっている。

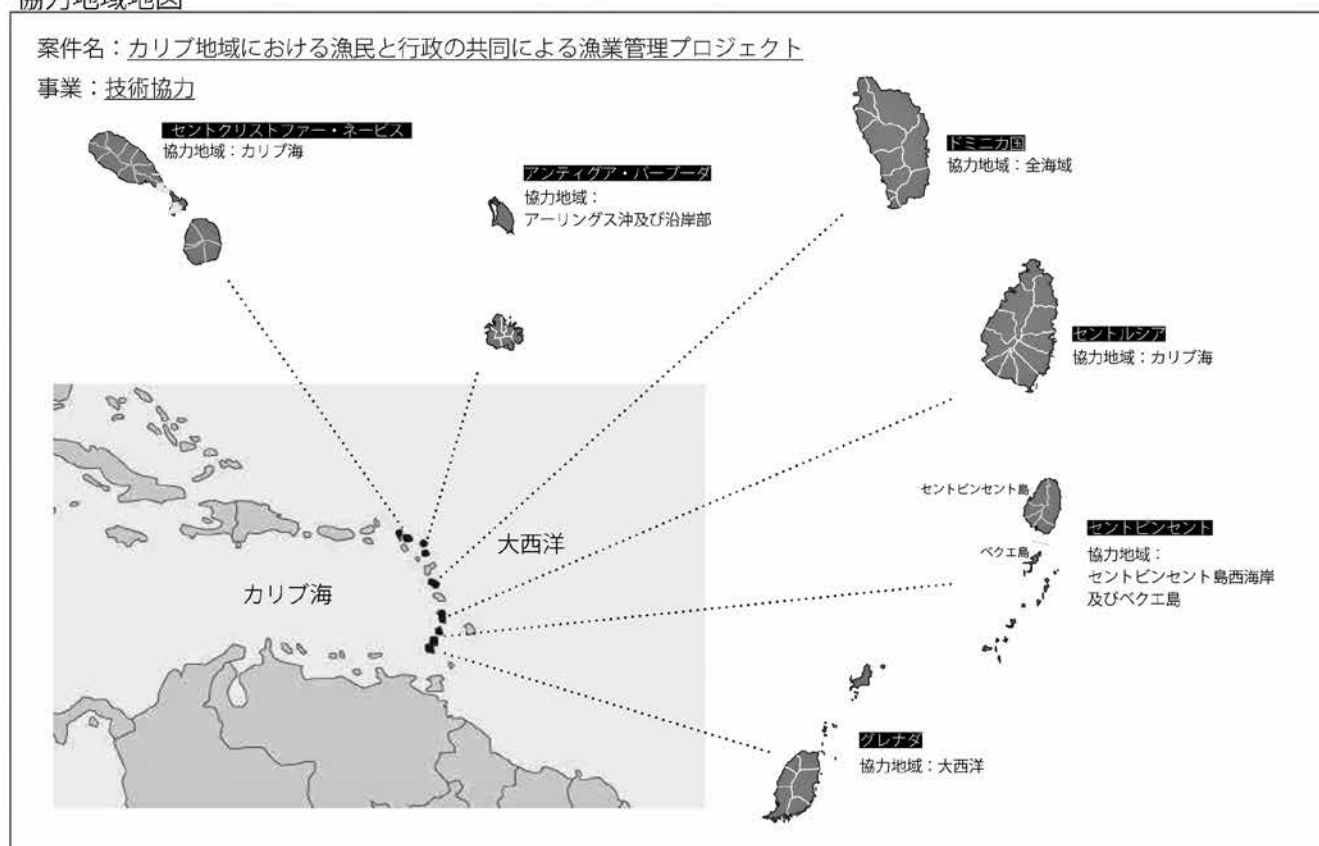
我が国は、今後とも SU の旗を掲げ、東カリブ諸国をはじめとする同志国と連携して、SU 概念の普及に努める所存である。

(本寄稿における見解は執筆者個人のものであり、所属組織の見解を示すものではない。)

- 1 メキシコ、パナマ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、ベネズエラ、ウルグアイ、ブラジル、バルバドス、ベリーズ、キュラサオ島、グレナダ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、トリニダード・トバゴ
- 2 アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ドミニカ国、グレナダ

(なかたに よしえ 外務省経済局漁業室長)

協力地域地図



出所：国際協力機構（JICA）

Copyright © Japan International Cooperation Agency